

【抜粋】事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） 平成29年3月資源エネルギー庁

第2節 設計・施工

（略）

2. 発電設備の設計

（略）

⑦出力10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合、日本工業規格C8990、C8992-1及びC8992-2若しくはC8991、C8992-1及びC8992-2に適合するものであること又はこれらと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できる太陽電池モジュールを用いること。

⑧ 日本工業規格C8960において定められた真性変換効率であって、完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率以上の性能を有する太陽電池モジュールを用いること（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）

- ・単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池 13.5%
- ・薄膜半導体を用いた太陽電池 7.0%
- ・化合物半導体を用いた太陽電池 8.0%

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の詳細はこちらをご確認ください。

◆ 資源エネルギー庁 「なっとく！再生可能エネルギー」

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

◆ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電） <経済産業省 資源エネルギー庁>

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf